

研修等 報告書

平成29年10月13日

三田市議会議長 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	新政みらい	代表者	厚地弘行	印
		議員名	田中一良	印
参加者氏名	田中一良			
講演会等研修名	「地方交付税」から学ぶ地方財政			
研修事項	地方財政制度を徹底理解する			
日 時	29年10月12日(木)～ 年 月 日()			
場 所	NHK名古屋放送センタービル内教室			
所 見	別紙にて			
添付資料	・ 講義資料抜粋 ・ ・ ・			

6 添付書類（講演会内容のパンフレット等）
交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。（代表者名、参加者氏名は不要）

田中一良

研修名 : 「地方財政制度」から学ぶ地方財政

参考数値資料

◆ストックサイクル

- ヒト : 人口減少、少子高齢
⇒総合戦略 30年くらい先に現政策が効く
- モノ : 公共施設等総合管理計画
今後30年の人口推移を元にした計画
- カネ : 資産債務改革
公会計改革

- ◆官 : 量出制入
- 民 : 量入制出

◆財政自主権

- 歳出の自治
- 歳入の自治

◆国と地方の役割分担

(平成27年度決算・歳出決算・最終支出ベース)

合計 : 168,3 兆円 国 : 70,7 兆円 地方 : 97,7 兆円
《100 % 国 42% 地方 58%》

◆国と地方の税財源配分 (平成27年度)

国民の租税 (租税総額=98,3 兆円) 国税 : 61,0 兆円 地方税 : 39,0 兆円
《100 % 国 : 61% 地方 : 39%》

研修内容抜粋

- ★我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
その結果、政府支出に占める地方財政のウエートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。
- ★我が国の財政は、最終支出ベースにおける国と地方の比率と、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しており、大きな乖離が存在する。

★国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すことが必要である。

★地方交付税の総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本にしつつマクロベースで決定する。

★交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定される。基準財政需要額は地方財政計画の歳出中一般財源対応分を参入するもの。

★各地方団体ごとの基準財政需要額の算定には、人口・面積等に応じた静態的な算定と、実際の事業費に即応した動態的な算定があるが、基準財政需要額の算定方法は交付税総額に影響しない。

総評

財政調整制度としての地方交付税制度の性格として、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方自治体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する目的は理解できるが、その税財源の地方への交付金等としての配分には、いわゆる中央集権における「おかみ」の裁量が働き、大変複雑かつややこしい問題を抱えている。

今回の研修は、大変勉強になったが、問題が深く難しいと感じた。
引き続き「交付税」についての研修を行って生きたい。

NOMA
NIPPON DINAMANGEMENT ASSOCIATION



専門職大学院 経営戦略研究科
教授

博士（経済学）**稲沢 克祐**

関西学院大学

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155
Phone. 0798-54-6390 Fax. 0798-54-6581
inazawa@kwansei.ac.jp www.kwansei.ac.jp

NOMA (中部本部) 行政管理講座

「地方交付税」から学ぶ 地方財政講座

【講師】 関西学院大学 専門職大学院 経営戦略研究科 教授

稲沢 克祐 氏

平成29年 10月 12日 (木) 10:00~16:00



一般社団法人 **日本経営協会**

3 地方財政計画と地方交付税の関係

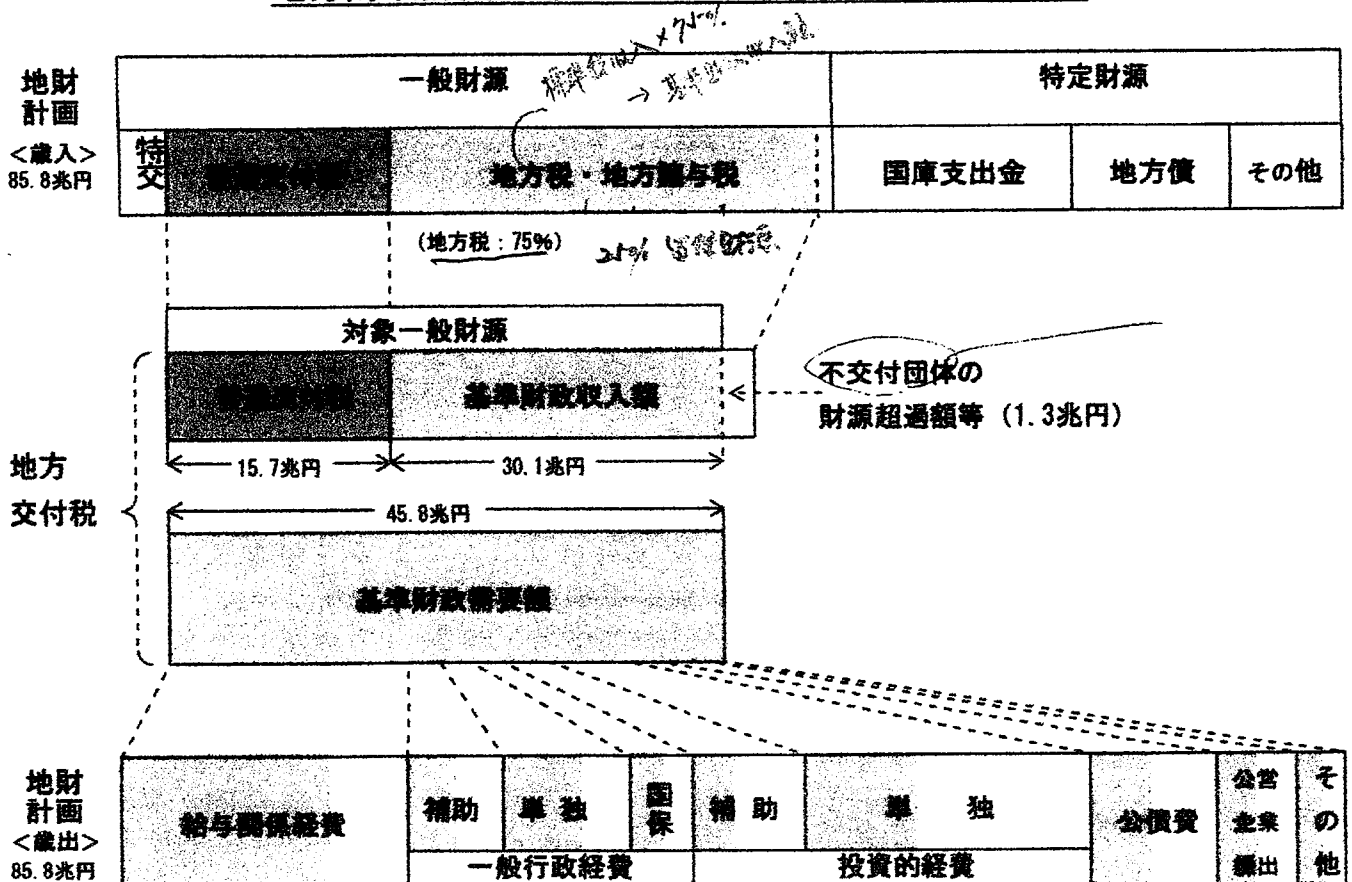
- 地方交付税の総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本にしつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで決定。
- 個々の団体への交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定されるが、基準財政需要額は地方財政計画の歳出中一般財源対応分を算入するもの。
- 平成28年度の基準財政需要額 45.8 兆円のうち、地方税等対応分が約 7 割、地方交付税対応分が約 3 割。
- その際、地方財政法第 11 条の 2 の規定により、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金の地方負担については財政需要額への算入が義務。
- 各地方団体毎の基準財政需要額の算定には、人口・面積等に応じた静態的な算定と、実際の事業費に即応した動態的算定があるが、基準財政需要額の算定方法は交付税総額に影響しない。

地方財政法第11条の2

＜地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入＞

第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。

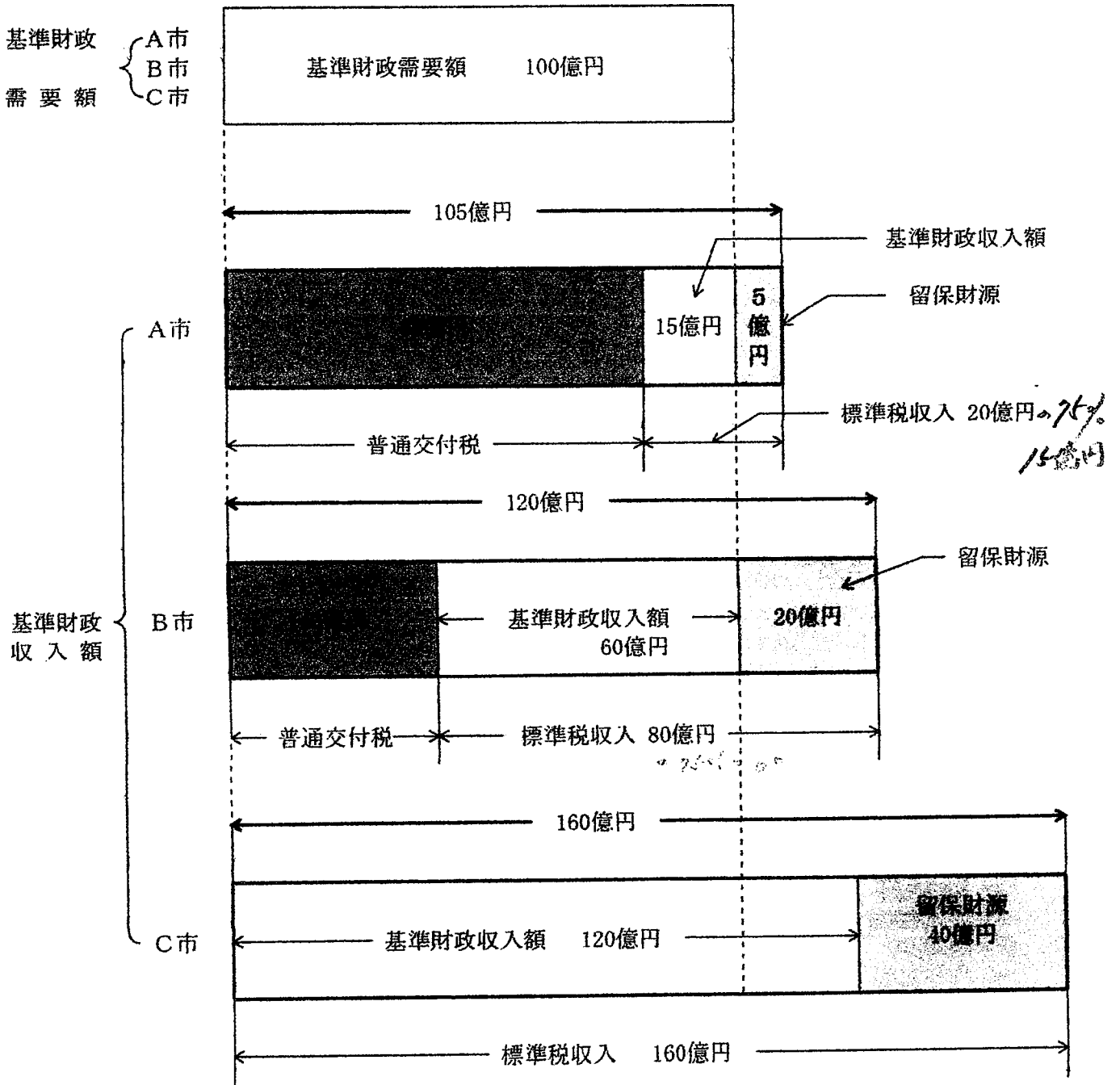
地方財政計画と地方交付税の関係（平成28年度）



4 地方交付税による財源調整及び財源保障

(1) 普通交付税における財源調整

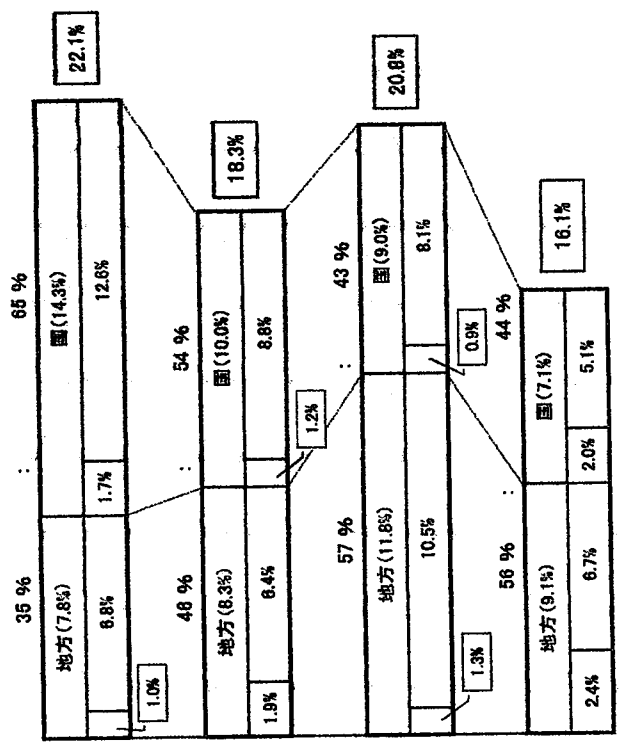
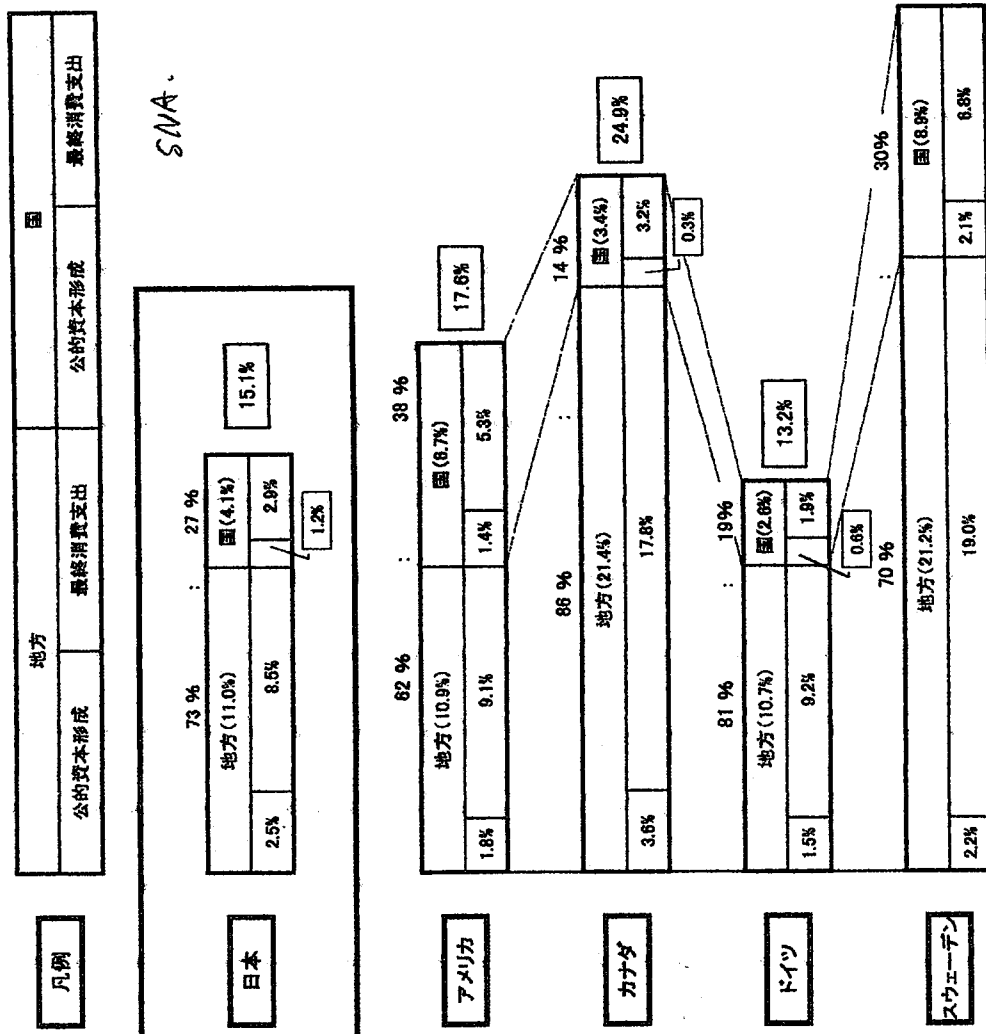
基準財政収入額については、標準的な税収入の75%を算入している。
したがって、標準税収入が大きければ大きい程、普通交付税と標準税収入とを合わせた額（一般財源）が大きくなる。



- (注) 1. 地方譲与税等を省略した概念図
 2. 「標準税収入」には、当該団体が独自に課税する「法定外税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」分の収入は算入されない。

一般政府支出(社会保障基金を除く)の対GDPの国際比較(2015)

日本
 2015年
 SNA
 12月31日現在
 (単位) %



注) 国民経済計算及びOECDデータに基づき作成

地方財政計画(通常収支分)の歳出の分析

地方財政計画(通常収支分)の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

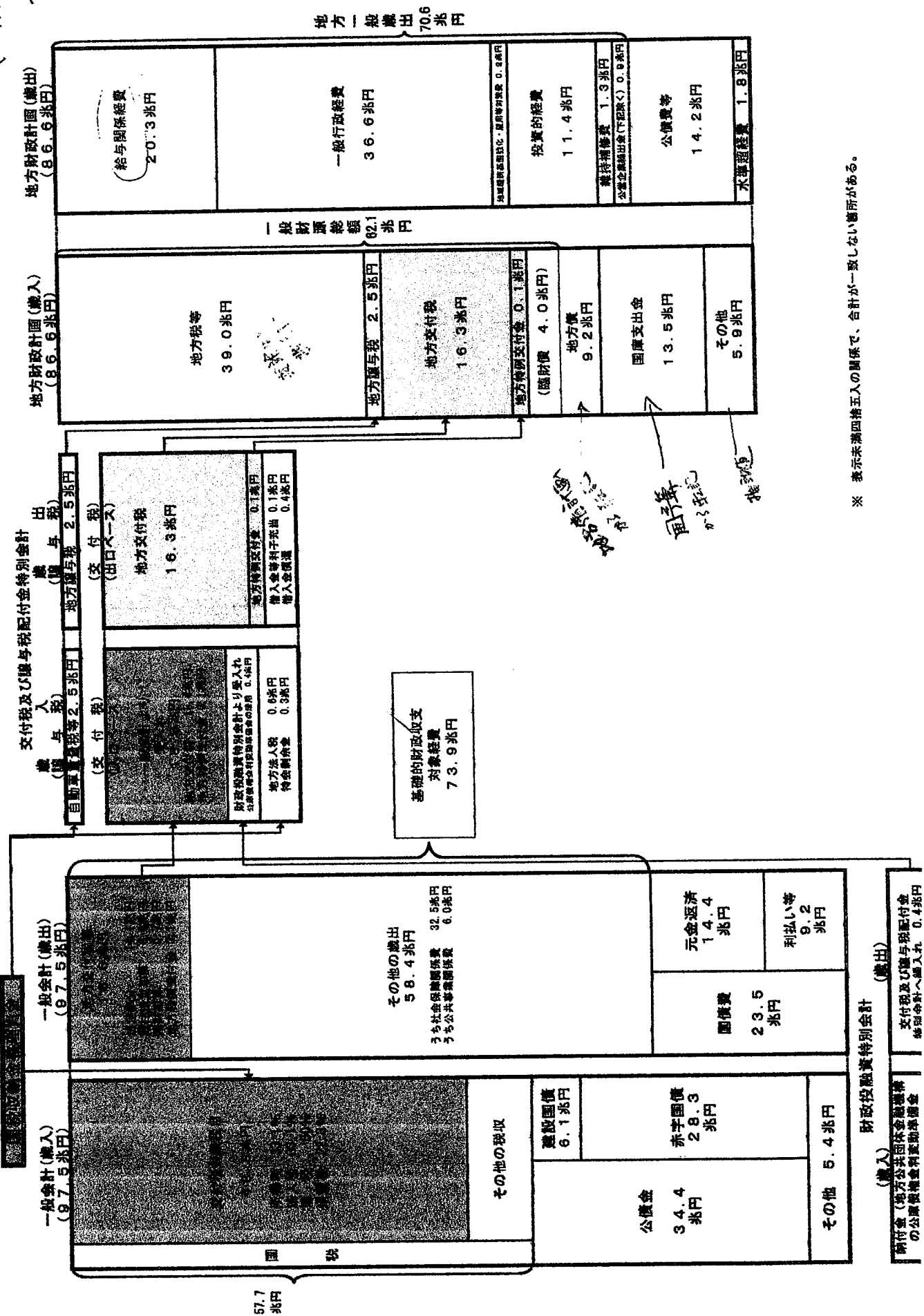
地方財政計画(平成29年度)【86兆6,198億円】

(単位:億円)

給与関係経費 203,209	補助 56,681	国費 15,521	小中学校教職員等 <i>給与等 220億程度</i>	
		地方費 41,160		
	地方単独 146,528	地方費 50,561	地方警察官 21,341 消防職員 12,217 高校教職員 17,003	
		地方費 95,967		ケースワーカー、 公立保育所保育士等の福祉関係職員等
一般行政経費 365,590	補助 197,809	国費 88,596	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、 後期高齢者医療、障害者自立支援等	
		地方費 109,213		
		国の事業団等への出資金等 1,683	予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など	
		地方費 138,520		
		国保・後期高齢者 15,068		都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、国保財政安定化支援事業
		まち・ひと・しごと創生事業費 10,000		
	重点課題対応分 2,500	地方費		
地域経済基盤強化・雇用等対策費 1,950		地方費		
投資的経費 113,570	直轄・補助(公共事業等) 57,273	直轄事業負担金 5,590	清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校など (注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の繰ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。	
		国費 26,373		
	地方単独 56,297	地方費 25,310		
公債費 125,902		地方費		
公営企業繰出金 25,256		企業債の元利償還に係るもの 15,863	上下水道、病院(高度医療等)等	
		上記以外 9,393		
その他 30,721		地方費		

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成29年度当初）

石井 氏

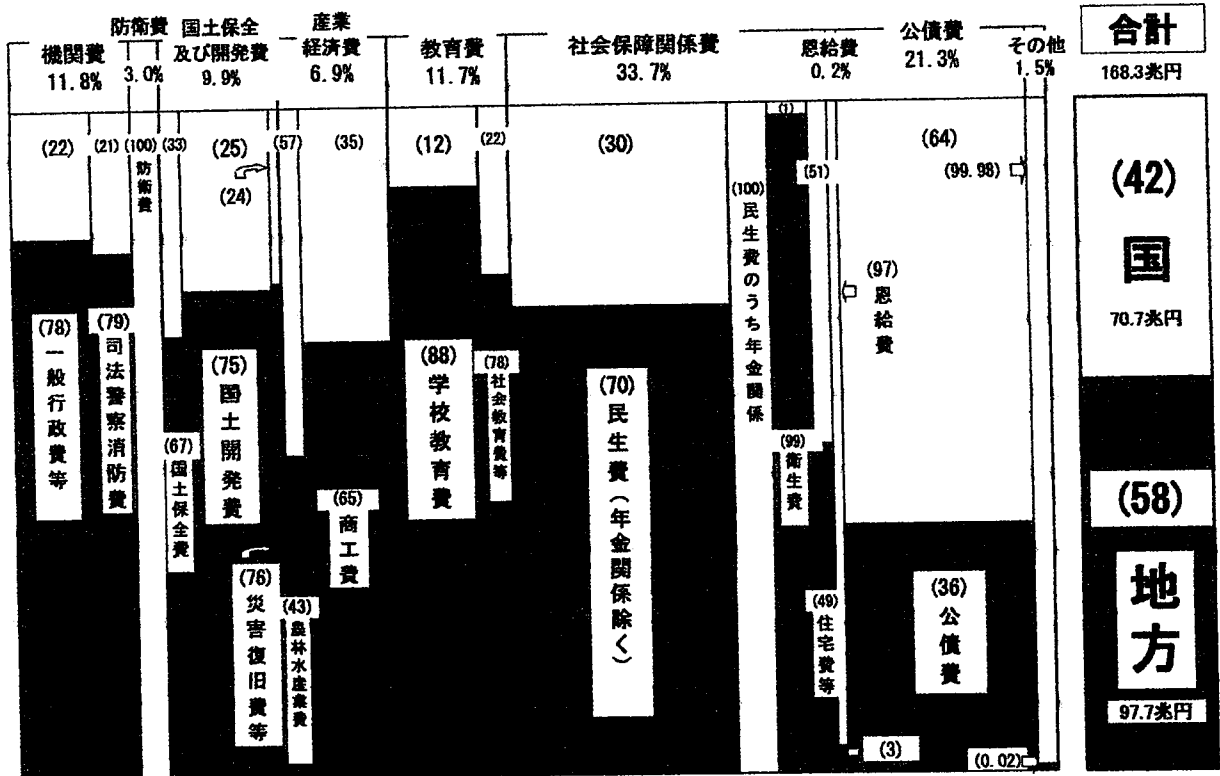


* 表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成27年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

国と地方との行政事務の分担

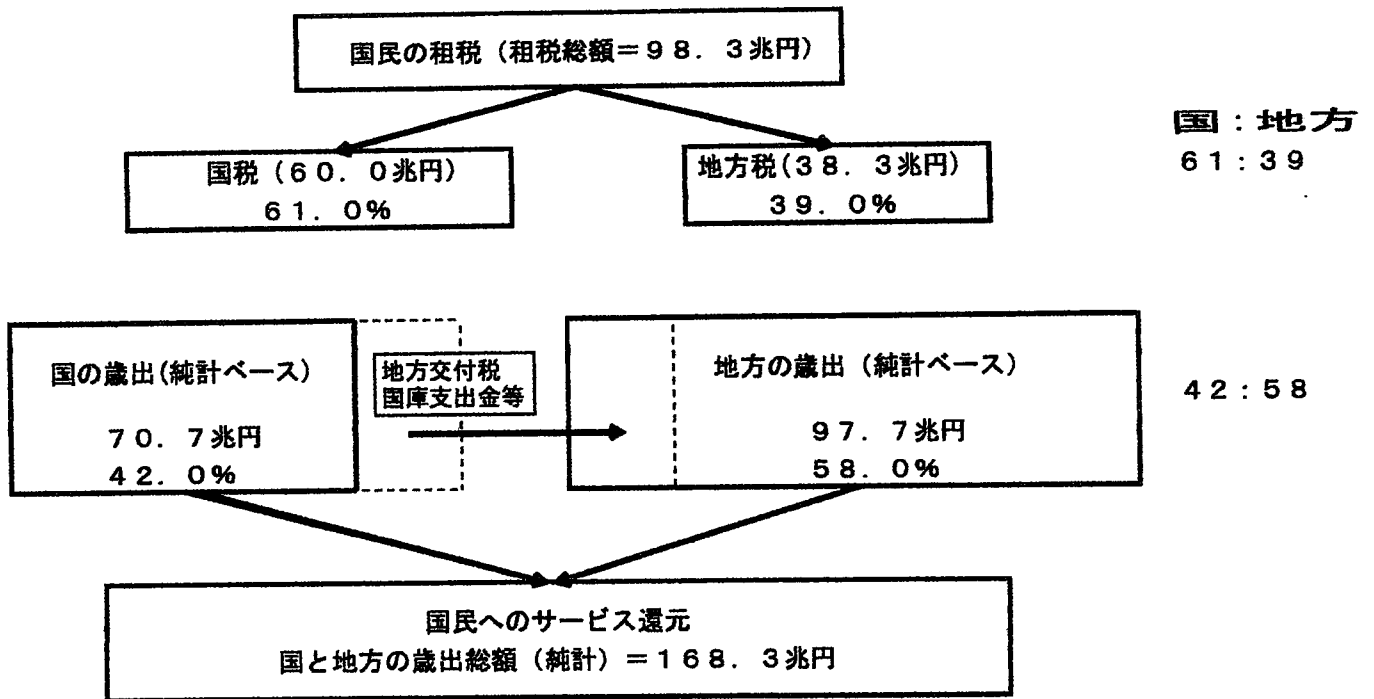
分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
地方	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

国と地方の税財源配分の見直し

- 我が国の財政は、最終支出ベースにおける国と地方の比率と、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しており、両者の間に大きな乖離が存在。
- 地方歳入中の地方税の収入ウエイトは約4割。歳出規模と地方税収のギャップ（国庫支出金、地方交付税）が地域における受益と負担の関係を希薄化し、歳出増に抑止力が働きにくいとの指摘。
- 国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すことが必要。

(1) 国・地方間の税財源配分（平成27年度）

消費税増徴



(2) 地方歳入決算の内訳（平成27年度）

（億円）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
390,989	201,888	152,212	106,880	167,209
(38.4%)	(19.8%)	(14.9%)	(10.5%)	(16.4%)

← 地方歳入 101兆9,175億 → 円

（注）国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。